○沼津市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

平成29年８月28日副市長決裁

改正

令和２年３月３日副市長決裁
令和５年３月14日副市長決裁
令和６年１月19日副市長決裁
令和７年３月31日副市長決裁

沼津市建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

建設工事競争入札参加者の選定要領（昭和53年市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、別に定めのあるもののほか建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及びその他必要な事項を定めるものとする。

（格付の基準）

第２条　競争入札参加資格の格付は、沼津市内に主たる営業所を有する者を対象とし、土木一式工事についてはＡ等級、Ｂ等級、Ｃ等級又はＤ等級の一に、建築一式工事についてはＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級の一に、電気工事、管工事及び舗装工事についてはＡ等級又はＢ等級の一に基礎的事項の総合評定値に補助的事項の数値を加えて求めた数値に基づき行うものとする。ただし、管工事のうち水道工事（金属製等の管を使用して水を送配するための設備を設置する工事に限る。）については、沼津市内及び駿東郡清水町内に主たる営業所を有する者を格付の対象とする。

（１）　基礎的事項

競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の定めにより算定した最新の総合評定値通知書に記載された総合評定値（Ｐ点）

（２）　補助的事項

ア　工事成績による評点

予定価格が200万円を超える沼津市が発注した建設工事であって、格付対象年度の前々年の１月１日から前年の12月31日までの間（以下「格付算定基礎期間」という。）に契約検査課が採点した評定点（建設工事が２以上あるときは、その平均値とし、小数点以下は切り捨てる。）から75を控除して10を乗じて得た数値（数値が０以下であるとき及び発注工事数が少なく評定点を用いることが適当でないと認めるときは、０とする。）

イ　工事表彰による評点

予定価格が200万円を超える沼津市が発注した建設工事であって、格付対象年度の前年度中に、建設業者の技術の向上と適正な施工を推進するために、他の模範となる優良な建設工事を施工した建設業者として沼津市優良建設工事表彰を受賞したとき（ただし、特定建設工事共同企業体として表彰を受けた建設工事に対するものを除く）　20

ウ　品質確保に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、建設工事に関連し、ＩＳＯ9000シリーズ認証取得業者であって、その旨を申し出たとき　10

エ　災害時応急対策に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、沼津市と災害協定を締結していて、その旨を申し出たとき　10

オ　障害者雇用に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、静岡県の障害者雇用企業登録名簿に登載されていて、その旨を申し出たとき　10

カ　次世代育成支援に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第１項又は第４項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしていて、その旨を申し出たとき　10

キ　男女共同参画に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要綱（平成20年沼津市告示第164号）第４条に基づく沼津市男女共同参画推進事業所の認定を受けていて、その旨を申し出たとき　10

ク　環境負荷の軽減に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、ＩＳＯ14001認証取得業者又はエコアクション21認証取得業者であって、その旨を申し出たとき　10

ケ　地域防災に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、沼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年告示第160号）第４条に基づく協力事業所の認定を受けていて、その旨を申し出たとき　10

コ　暴力団排除に関する評点

格付対象年度の前年の12月31日において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に基づく不当要求防止責任者の選任届を静岡県公安委員会に提出し、格付対象年度の前々々年の１月１日から前年の12月31日までの間に責任者講習を受講し、その旨を申し出たとき　10

（格付の適用期間）

第３条　格付の適用期間は、格付対象年度の４月１日から３月31日までとする。

２　適用期間内に新規に格付を決定したものについては、格付を決定した日から当該年度の３月31日までとする。

（通知）

第４条　市長は、この要領に基づき格付を決定したときは、格付の結果を当該建設業者に通知するものとする。

（格付の変更）

第５条　第２条の規定により格付を行った後において、市長が特に格付の調整があると認める場合は、当該建設業者から資料の提出を求め、格付の変更をすることができる。

（入札参加者の選定）

第６条　入札参加者の選定については、沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成16年沼津市告示第24号。以下「告示」という。）第１項第１号又は第２項第１号の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者のうちから、地理的条件、工事経歴、工事手持量、工事成績、技術者、指名回数、経営内容、安全管理の状況及び労働福祉の状況を勘案し、又は尊重して行うものとする。

２　前項の規定に関わらず、次に掲げる期間内にある場合は、指名しないものとする。

（１）　建設業法に基づく営業停止の期間

（２）　沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成４年６月30日市長決裁）に基づく入札参加停止の期間

３　第１項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、その状況が改善されたと市長が認めるまでの間、指名しないものとする。

（１）　市工事に係る請負契約の履行に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状況が継続しており、市工事の請負人として不適当であると認められる場合

ア　工事関係者に関する措置要求に請負人が従わないとき、その他請負契約の履行が不誠実であるとき。

イ　下請負代金の支払遅延、使用資材の購入強制等下請負人関係が不適切であるとき。

ウ　安全管理に関して、関係機関から改善の指導を受けているとき。

（２）　労働者に対する賃金の不払いの事実があり、かつ、その状況が継続しており、市工事の請負人として不適当であると認められる場合

（３）　会社更生、民事再生、破産等の手続きの申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状況が不健全であると認められる場合

４　指名競争入札における入札参加者の指名定数については、別表に掲げるところによるものとする。ただし、その性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が指名定数に満たないと判断される場合はこの限りでない。

５　工事執行担当課の長は、工事施工上特に必要があると認められるときは、参考意見書（別記様式）

を指名委員会に提出し、入札参加者の選定に資することができる。

６　告示第１項第２号のただし書の適用については、次の基準による。

（１）　ただし書中「入札に付そうとする工事の施工箇所の近傍」とは、施工箇所の所在する町又は字及びその周辺の町又は字とし、特に必要があると認める場合は、施工箇所の所在する中学校区若しくは市内に設置される各地区の自治組織の連合会の区域内とする。

（２）　ただし書中「工事成績が著しく優秀な者」とは、沼津市が発注した建設工事で格付算定基礎期間に契約検査課が採点した評点が85点以上の者とする。

７　告示第１項第６号中「市長が特に必要があると認める工事」とは、次に掲げる工事をいう。

（１）　特別な理由により急施を要する工事

（２）　告示第１項第２号の規定により入札参加資格を有しない者につき、当該入札参加資格を有しない者の営業所の所在地の極めて近接した地点において施工する工事

（３）　施工等に特殊性があると認められる工事

付　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和２年３月３日副市長決裁）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月14日副市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年１月19日副市長決裁）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和７年３月31日副市長決裁）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

ただし、第２条第２号ア及びイの改正規定は、施行日以後に発注した建設工事に適用し、施行日以前に発注した建設工事は、なお従前の規定を適用する。

別表（第６条関係）

発注工事金額	指名定数
500万円未満	４者以上
500万円以上2000万円未満	５者以上
2000万円以上4000万円未満	12者以上
4000万円以上	16者以上

別記様式（第６条関係）

参　考　意　見　書

（宛先）沼津市建設業者指名委員会

年　　月　　日

工事執行担当課	部　　課　　課長名				
入　札　番　号		工事箇所		施工日数	日間
工　　事　　名					

（参　考　意　見　欄）